個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	大阪市こども医療費助成事業ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども青少年局子育て支援部こども家庭課（医療助成グループ）、北区役所子育て・教育課、都島区役所保健福祉課福祉担当、福島区役所保健福祉課地域福祉・障がい者福祉担当、此花区役所保健福祉課子育て教育担当、中央区役所保健子育て課子育て支援・保育担当、西区役所保健福祉課子育て支援担当、港区役所保健福祉課福祉担当、大正区役所保健福祉課こども・教育担当、天王寺区役所保健福祉課福祉サービス担当、浪速区役所保健福祉課子育て支援担当、西淀川区役所保健福祉課こども福祉担当、淀川区役所保健福祉課こども教育担当、東淀川区役所保健福祉課保健福祉担当、東成区役所保健福祉課こども福祉担当、生野区役所保健福祉課福祉サービス担当、旭区役所保健子育て課子育て支援担当、城東区役所保健福祉課子育て教育担当、鶴見区役所保健福祉課子育て支援担当、阿倍野区役所保健福祉課子育て支援担当、住之江区役所保健福祉課福祉担当、住吉区役所福祉課、東住吉区役所保健福祉課子育て支援担当、平野区役所保健福祉課地域福祉担当、西成区役所保健福祉課子育て・教育支援担当	
個人情報ファイルの利用目的	こども医療費助成事業における資格審査・管理・給付事務のため利用する。	
記録項目	（資格事務）1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 受給者番号、6 保険情報、7 電話番号、8 在留資格情報、9 障がい情報、10 保護者氏名、11 保護者住所、12 保護者性別、13 保護者生年月日、14 保護者課税情報、15 配偶者氏名、16 配偶者住所、17 配偶者性別、18 配偶者生年月日、19 配偶者課税情報、20 個人番号 （給付事務）21 医療機関受診記録、22 医療助成費給付額、23 返還金額、24 遅延損害金、25 保護者口座情報	
記録範囲	こども医療証・食事療養標準負担額助成証明書交付申請書または医療助成費支給申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からのこども医療証・食事療養標準負担額助成証明書交付申請書または医療助成費支給申請書、大阪府国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金大阪支部からの連名簿データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	ー	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）総務局行政部行政課（情報公開グループ）	
	（所在地）〒530-8201　大阪市北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	ー	
個人情報ファイルの種別	☑　法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ☐　有　　☑　無	☐　法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備　　考	ー	